

## 平成28年度 屋外広告物講習会の開催案内

屋外広告業を営む方は、営業活動を行おうとする地域を所管する知事、指定都市又は中核市の市長に必要な事項を届出又は登録しなければなりません。また、その営業所にはそれぞれ屋外広告物講習会の修了者等一定の資格者を置くことが義務付けられています。屋外広告業に携わる方で、屋外広告物講習会をまだ受講されていない方は、この機会に本講習会を受講してください。

### 1 開催日時及び会場

日 時	会 場
平成28年7月27日(水) ●全科目受講の方 9:45～17:00 (受付9:15～9:40) ●「屋外広告物の施工に関する科目」講習免除の方 13:15～17:00 (受付12:45～13:10)	姫路市役所10階 大会議室 JR姫路駅南口からバスで約5分、 徒歩約20分(裏面地図参照)

### 2 講習事項及び日程

講 習 事 項	時 間 (予定)
屋外広告物の施工に関する科目(2時間)	10:00～12:00
屋外広告物の法令に関する科目(1時間30分)	13:15～14:45
屋外広告物の表示の方法に関する科目(1時間30分)	15:00～16:30
考査(20分)	16:30～16:50

講習会のテキストとして屋外広告の知識(株ぎょうせい発行)の①法令編、②デザイン編、③設計・施工編の3冊が補助的に必要です。詳しくは裏面講習会テキスト案内をご覧ください。

### 3 申込方法等(FAX、E-Mailでの申込不可)

	持参による申込	郵送による申込
受付期間	平成28年6月1日(水)～平成28年6月30日(木)(5月31日以前の申込は受付できません) 土日除く9:00～17:00(12:00～13:00除く)	
定 員	150名(定員に達した場合は、上記の受付期間にかかわらず申込受付を早期に締め切ります)	
提出書類	(1) 屋外広告物講習会受講申込書 ・必要事項を記入し、縦5cm×横4cmで申し込み前6か月以内に撮影した正面上半身脱帽の写真を貼付したもの。 (2) 資格を証する書面の写し(講習事項が一部免除となる資格をお持ちの方のみ) ・次のいずれかの資格をお持ちの方は、講習事項のうち「屋外広告物の施工に関する科目」が免除されます。 ① 建築士法に規定する建築士の資格を有する者 ② 電気工事士法に規定する電気工事士の資格を有する者 ③ 電気事業法に規定する第一種、第二種又は第三種の電気主任技術者免状の交付を受けている者 ④ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって、帆布製品製造取付けに係るもの (3) 返送用封筒2通(納入通知書返送用、受講票返送用) ・定型封筒(120×235mm)に返送先(郵便番号、住所、氏名)を明記し、82円切手を貼付したもの。	
受講手数料	1科目につき2,000円(全科目受講の方は6,000円、「屋外広告物の施工に関する科目」講習免除の方は4,000円) ※ 申込受付後10日程度で受講手数料の納入通知書を郵送します。受講手数料は、納期限の7月5日(火)までに、納入通知書により指定金融機関(納入通知書裏面に記載)で納付してください。 ※ 申込後10日間経過しても納入通知書が郵送されない場合は、裏面問い合わせ先へご連絡下さい。 ※ 受講手数料の納付確認後、7月中旬頃に受講票を郵送します。 ※ 一度納付された受講手数料は、講習会を受講されない場合でもお返しできません。	
提出先	姫路市役所(本庁舎5階) まちづくり指導課都市景観指導室(裏面地図参照)	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市まちづくり指導課 屋外広告物講習会担当

### 4 講習会の受講が必要でない方(業務主任者になることができる資格)

- 他の都道府県、指定都市又は中核市が実施した屋外広告物講習会の修了者
- 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
- 国土交通大臣の登録を受けた法人(登録試験機関)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- 都道府県知事、指定都市または中核市の市長が上記(1)～(3)に掲げるものと同等以上の知識を有する者と認定した者

### 5 講習会修了証の交付

講習会を受講された方には、屋外広告物講習会修了証を交付します。修了証の交付を受けられた方は都道府県、指定都市又は中核市への屋外広告業届出又は登録の際、講習会修了者として営業所ごとに定める業務主任者となることができます。

※ 一部自治体では講習受講時間数を指定しており、本市の講習会では業務主任者となることのできない場合があります。登録する自治体のルールをよく確認してください。

### 6 その他

会場は混雑する恐れがありますので、余裕をもってお越しください。遅刻した場合には受講を認めない場合があります。

(裏面に続く)

## ● 姫路市役所へのアクセス



### ■ JR山陽新幹線・山陽本線「姫路駅」下車

- ・南出口から南へ徒歩で約20分
- ・路線バスをご利用の場合は、姫路駅（南口）「南1のりば」より約5分「姫路市役所前バス停」下車すぐ

### ■ 山陽電鉄「手柄駅」下車

- ・東南の方向へ徒歩で約8分

## ● 会場利用案内

### (1) 姫路市役所 駐車場のご利用について

- ・本庁舎の駐車場は駐車スペースが限られていますので、公共交通機関をご利用ください。

### (2) 会場での飲食について

- ・受講中の飲食はできません。(ペットボトル等の飲料のみ可)
- ・昼食について、講習会に持ち込んでとっていただくこともできますが、その際に出たゴミは必ず各自お持ち帰りください。

### (3) 喫煙について

- ・会場の建物内は終日禁煙となっています。

## ● 講習会テキスト案内

### (1) 講習会のテキストとして次の3冊が補助的に必要です。

最新版の第4次改訂版が平成25年6月に発刊されています。テキストは当日の会場でも販売を行います。

- ・屋外広告の知識①法令編 (2,469円)
- ・屋外広告の知識②デザイン編 (2,057円)
- ・屋外広告の知識③設計・施工編 (2,674円)

### (2) テキストに関する問い合わせ先

株式会社ぎょうせい関西支社

〒542-0012 大阪市中央区谷町3丁目1番9号

電話 (06) 4790-9651 担当: 福原

### 問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市 都市局 まちづくり推進部 まちづくり指導課 都市景観指導室 (本庁舎5階)

TEL (079) 221-2541

FAX (079) 221-2757